

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第二十一号

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部あしたのなら表彰及びならビューティフルシニア表彰選考委員会の項、県内大学生が創る奈良の未来事業審査委員会の項及び奈良県私立学校教育経常費補助金選定委員会の項を削り、同部奈良県訪問看護推進協議会の項の次に次のように加える。

新西和医療センター整備 備基本計画検討委員会	新西和医療センター整備基本計画に関する重要事項に ついての審議に関する事務
---------------------------	--

別表知事の部奈良県感染症委員会の項、奈良県肝炎対策推進協議会の項、奈良県結核対策推進協議会の項、吉城園周辺地区事業者選定委員会の項、高畑町裁判所跡地事業者選定委員会の項及び奈良公園魅力向上事業事業者選定委員会の項を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。